

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	水道局
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第76号 平成31年3月29日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和元年6月18日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 行政財産使用許可に係る収入事務において、行政財産使用料の算定が不適切な例が認められた。	令和元年 6月14日
2 財産管理事務 固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。	令和元年 6月14日
意見又は要望とする事項	
財産管理事務（固定資産の適正な管理について）	令和元年 6月14日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>行政財産使用許可に係る収入事務において、行政財産使用料の算定が不適切な例が認められた。</p> <p>※ 行政財産使用許可に係る使用料は、市水道局公有財産規程第13条の規定により、その全部又は一部を減免することができるかとされている。小名浜浄水場跡地の使用許可において、算出した使用料136,285円に対し、減免の決定がされないまま、当該使用料を9,000円と算定していた。</p> <p>また、当該行政財産の使用許可については、その使用目的などに留意すべき点が見受けられたことから、将来にわたり水道事業の用に供しないのであれば、財産の処分等を含めて検討されたい。【類例2件あり】 (南部工事事務所)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>平成30年度の行政財産使用許可に係る事務処理を進めるにあたり、使用料の確認を行ったところ、今回指摘のあった3件の使用料において、従前の使用料算定方法に誤りが有り、本来徴収すべき金額より低額であることが判明しました。そこで、契約相手方と使用料について交渉を行いました。その際、従前の使用料との差が大きいことと、長期にわたり安価な使用料で使用許可を行ってきた経過を踏まえ、猶予期間を設け段階的に適正額にすることとしました。</p> <p>使用料の減免については、行政財産使用許可の伺い起案により決定しますが、今回指摘のあった平成30年度の起案においては、使用許可の件数を「有償」と「無償」に分けて記載し、無償分について減免してよいか伺う内容となっていました。当該3件の使用料については、減額はしているものの有償であることから有償件数に含めてしまい、減免伺の対象から外れてしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>平成31年度の行政財産使用許可の伺い起案については、使用許可件数を「有償」、「一部免除」、「免除」に分けて記載し、「一部免除」と「免除」を減免してよいか伺う内容の起案に改めました。今後は、使用料を減額している3件について、本来の使用料徴収に向けた交渉を引き続き行ってまいります。</p> <p>なお、指摘事項にあった行政財産の処分については、現在、当該土地を水道施設用地として使用していることから、直ちに処分することは困難ですが、適正な維持管理のための方策を検討してまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2 財産管理事務</p> <p>固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。</p> <p>※ 浄水課の所管施設に所在する固定資産のうち、取得年度が古く耐用年数が超過している資産について実査（現物と帳簿の照合）を行ったところ、10件のうち4件について現物が確認できなかった。</p> <p style="text-align: right;">（浄水課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>北部浄水場管理室の火災報知機については、平浄水場増設工事において、管理事務所の建築付帯工事として設備を更新したものであり、固定資産台帳からの除却が漏れたものです。</p> <p>薬注設備については、平浄水場増設工事において、浄水系統をこれまでの1系統から2系統に増設した際に、既存の設備を撤去し新規設備を設置したものであり、固定資産台帳からの除却が漏れたものです。</p> <p>テレメーターについては、平第2配水池新設工事において、平第2配水池、鎌田山配水場及び平ポンプ場を監視制御するため更新したものであり、固定資産台帳からの除却が漏れたものです。</p> <p>南部浄水場管理室のテレメーターについては、勿来配水池監視装置新設工事において、既存の設備を更新したものであり、固定資産台帳からの除却が漏れたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>これらの資産については、固定資産台帳からの除却漏れであることが判明したことから、いわき市水道事業会計規程第117条の規定に基づき、総務課に対して固定資産処分請求書をすみやかに提出し、固定資産台帳から当該資産の除却の処理を進めます。</p> <p>今後は、固定資産台帳について、起工時や固定資産取得報告書の提出等の際に、固定資産台帳に記載された情報を随時確認し、固定資産台帳の整理に必要な情報を関係課と共有しながら、いわき市水道事業会計規程に基づき適切に整理及び管理して参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>財産管理事務（固定資産の適正な管理について）</p> <p>水道局における固定資産の管理については、市水道事業会計規程第101条の規定により、「固定資産に関する総括事務は、総務課長が行う。課等に所属する固定資産は、課等の長が管理する」こととなっているが、今回の監査において、固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。</p> <p>その一因として、構築物や機械及び装置のような工事を伴う資産については、工事担当課において固定資産取得報告書を総務課へ提出し、総務課において固定資産台帳に反映することとしているが、部分的な改修等によって、資産の一部が更新されているものの、固定資産台帳が適切に更新されていないといった状況が考えられる。</p> <p>水道事業においては、多額の固定資産を有しており、その管理は企業会計において非常に重要であることから、固定資産台帳の正確性を担保する必要がある。このため、同規程第104条において、「総務課長は、固定資産の管理上必要があると認めたときは、課等の長に対し、固定資産に関する報告を求め実地調査を行い、又は必要な措置を指示することができる」と規定されているように、総括事務を担う総務課と現物を管理する各課等が連携して実地調査を行うなど、定期的な管理・更新が求められる。</p> <p>固定資産は、現物の一つ一つが台帳上に帳簿価額として金額で評価され、その合計が貸借対照表の計上額に一致すべきものとして管理されるべきものであり、財務書類の正確性を確保する観点からも、固定資産全般にわたって適正に管理されたい。</p>	<p>水道事業の固定資産に増減が生じた場合には、各課等からの報告に基づき、総務課においては、固定資産の取得や除却の処理を行っておりますが、車両運搬具や工具器具及び備品については、平成28年度から、識別シールの貼付による現物との照合の明確化に取り組んできました。</p> <p>今回、現物と帳簿情報の不一致が認められた機械・装置類についても、車両運搬具等と同様に視認性が高いことから、今後、各課等と連携を図りながら、計画的に実地調査を行い、固定資産の適正な管理に努めて参ります。</p>